



# 定額減税 年調減税事務 事前手順書

かんたんクラウド給与

---

## はじめに

この事前手順書は、令和6年定額減税の所得税年調減税事務に関して、『かんたんクラウド給与』での対応概要を事前にご案内する資料です。

『かんたんクラウド給与』では、令和6年年末調整対応プログラム（2024年11月3日リリース予定）にて年調減税事務にシステム対応いたします。

この事前手順書（簡易版）では、プログラムのリリースより前に、年調減税事務という制度の説明のほか、それに関するシステムとしての対応や、年調対応プログラム適用後にお客様に新たにご登録いただく必要がある情報について、ご提供するものです。

令和6年年末調整対応プログラムが適用されるまで、システムに新しく追加される項目への登録や年調減税額に関する情報の表示はできませんが、リリース前に年調減税事務対応への準備としてご参照ください。

年末調整の機能は『給与Plus（プラス）プラン』を申し込んでいる場合にのみ利用できます。

現在開発中の内容も含まれるため、プログラムリリースでは変更になる可能性があります。

現時点での概要であることをご了承ください。



### 令和6年年末調整対応プログラムのリリースに合わせて

- 令和6年年末調整対応プログラム版のシステムマニュアル・ヘルプにも同様の内容が掲載される予定です。

## 目次

<b>第1章 令和6年定額減税 所得税年調減税事務の概要</b> .....	<b>5</b>
1.1 所得税の年調減税事務とは？【制度の説明】 .....	6
1.1.1 年調減税事務の手順 .....	6
1.1.2 源泉徴収票への表示 .....	13
1.1.3 制度とかんたんクラウド給与に関するポイント .....	15
<b>第2章 かんたんクラウド給与での処理の詳細</b> .....	<b>16</b>
2.1 年調減税事務の流れ 【かんたんクラウド給与での処理フロー】 .....	17
2.1.1 最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う場合 .....	17
2.1.2 本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う場合 .....	21
2.2 年調減税事務に関する処理の詳細.....	24
2.2.1 社員情報の登録・確認.....	24
2.2.1.1 本人 .....	24
2.2.1.2 配偶者.....	27
2.2.1.3 扶養親族.....	31
2.2.2 年調データ入力の方法.....	33
2.2.2.1 『年調データ入力』での入力 .....	33
2.2.3 定額減税処理の年調減税情報.....	35
2.2.3.1 年調減税対象者リスト .....	36
<b>第3章 年末調整での減税に関する金額を確認するには</b> .....	<b>39</b>
3.1 実際に定額減税された金額などを確認するには.....	40
3.1.1 月次減税事務で控除された金額は？控除しきれなかった残額はある？ .....	40
3.1.2 年調減税額はいくら？年末調整で控除できた金額は？ .....	41
3.1.3 6月以降に扶養親族等の人数が変動したら、年調減税事務はどうなる？ .....	42
3.1.4 令和6年6月2日以後入社で月次減税事務の対象外だった社員の 年調減税事務はどうなる？ .....	44
3.1.5 令和6年中に控除を受けられなかった減税残額はいくらか？ .....	45
3.1.6 合計所得金額が1,805万円を超えるとどうなる？ .....	45
3.1.7 パートやアルバイトで月次減税の適用を受けていたが、 年末調整では家族の扶養親族として申告する場合はどうなるか？ .....	46

---

3.1.8 月次減税事務で控除しきれなかった残額はどうなった？ ..... 48

# 第1章

## 令和6年定額減税 所得税年調減税事務の概要

## 1.1 所得税の年調減税事務とは？【制度の説明】

令和6年は、6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。以下同じです。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（＝月次減税事務）を行いました。

これについて、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務を**年調減税事務**といいます。年調減税事務では、年末調整計算において、年末調整時点の定額減税事務に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

### 1.1.1 年調減税事務の手順

#### ■ 対象者の確認

年末調整の対象者となる人が、原則として、年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額になります。以下同じです。）から年調減税額を控除する対象となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下）だと合計所得金額が1,805万円以下になります。



#### 合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかは何を確認する？

- 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを勘案する際には、基礎控除申告書により把握した合計所得金額を用います。



令和6年6月から開始した月次減税事務では、6月1日時点で在職している社員が対象でした。  
年調減税事務では入社日は関係ありません！  
年末調整をする社員が年調減税事務の対象者です。

また、令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に給与等の支給がない方（税法上支給額が1円もない方）は年調減税事務の対象外となり、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

例えば、令和6年5月31日支給の給与等の支払いを最後に、令和6年6月1日から休職し、休職中に令和6年12月の年末調整を行う社員の場です。令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に給与等の支給がないため年調減税事務の対象外ですが、年末調整の対象のため、年調減税額を控除しないで年末調整を行います。



### 国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&Aをご確認ください

- 国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）の「【適用対象者】2-1定額減税の適用対象者【令和6年9月修正】」の注意書きとして次の記載があります。
    - （注）年末調整は、給与の支払者がその年最後の給与の支払の際に行うこととされています。このため、年調減税は、その最後に支払をする日が令和6年6月1日以後である給与（令和6年分所得税に係るものに限ります。）について行うこととなります。
- ⇒国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】以降）」  
2-1 定額減税の適用対象 参照
- この規定により、かんたんクラウド給与では令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に給与等の支給がない方（税法上支給額が1円もない方）を年調減税事務の対象外と判定し、「年調減税の対象人数0人、年調減税額0円」として年末調整計算を行います。



かんたんクラウド給与では、年末調整計算を行う時に年調減税額を自動で判定して計算します。

年末調整計算を行った後は、『その他』>『令和6年定額減税』>『定額減税処理』>[年調減税の情報表示]の画面と対象者リストで、社員ごとの年調減税額や年調減税対象としてカウントした親族等を確認することができます。

詳しくは、「[2.2.3定額減税処理の年調減税情報](#)」をご参照ください。

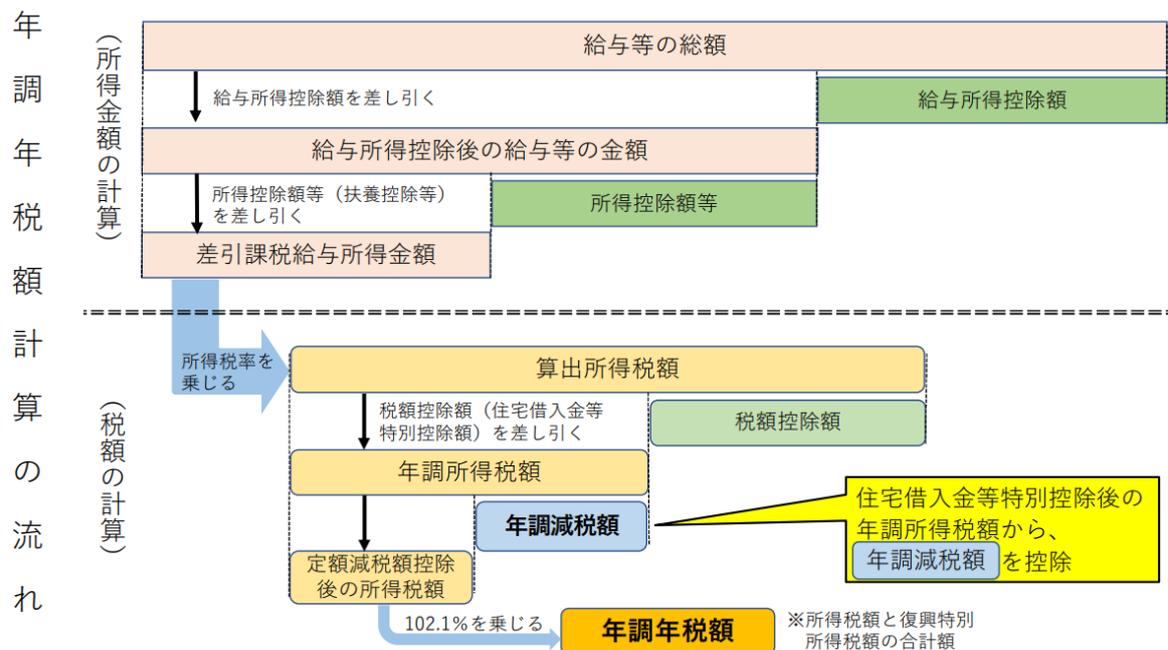


## ■ 年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

具体的には、次の（1）及び（2）により控除を行います。



⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋

(1) 年調所得税額の計算

上記のとおり通常の例により年末調整を行い、令和6年分源泉徴収簿の「年調所得税額④」欄の算出までを行います。

なお、源泉徴収税額の集計に当たっては、控除前税額から月次減税額の控除を行った後の**実際に源泉徴収した税額**を給与と賞与とでそれぞれ集計して、源泉徴収簿の「税額③」欄と「税額⑥」欄に記入し、その合計額を「税額⑧」欄に記入します。

● 源泉徴収簿

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

(2) 年調減税額の控除

年調所得税額から年調減税額の控除を行い、年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を算出した上で、過不足額の精算を行います。

以下は、源泉徴収簿での説明です。

## ● 源泉徴収簿

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 5,970,000 円	③ 111,810 円
賞 与 等	④ 1,800,000	⑥ 93,000
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000	所得金額調整控除の適用 有・無 (※ 適用者の場合はここに記載)
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩ (10円未満は上げ、最高150,000円)	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 5,893,000	
差引課税給与所得金額(⑩-⑨)及び算出所得税額	⑫ (100円未満は切り捨て) 3,011,000	⑭ 203,600
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑬	⑮ 40,000
年調所得税額(⑫-⑬、マイナスの場合は0)	⑯	⑰ 163,600
年調年税額(⑰×102.1%)	⑱ (100円未満は切り捨て)	⑲ 44,500
差引超過額又は不足額(⑲-⑧)	⑳	㉑ 160,310
超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉒
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉓
の精算	差引還付する金額(㉒-㉓)	㉔ 160,310
	同上的 本年中に還付する金額	㉕ 160,310
不足額の精算	翌年において還付する金額	㉖
	本年最後の給与から徴収する金額	㉗
翌年に繰り越して徴収する金額		㉘
㉔-2 120,000円 ㉔-3 43,600円 ㉔-4 0円		

(4) 「㉔-3」に102.1%を乗じた金額を「年調年税額㉕」欄に記載します。

(1) 余白に「㉔-2」として、年調減税額を記載します。  
(2) 余白に「㉔-3」として、「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2」を控除した残額を記載します。  
※ 「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2」の金額を控除して、控除しきれない金額がある場合には、余白に「㉔-4」(控除外額)として記載します。

⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋

- ① 「1.1.1年調減税事務の手順> ■年調減税額の計算」で求めた年調減税額を、令和6年分源泉徴収簿の余白に「㉔-2 xxx円」と記入します。この例では、年調減税額が120,000円の場合を表示しています。
- ② 次に、「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2 xxx円」(年調減税額)を控除し、その控除後の残額を令和6年分源泉徴収簿の余白に「㉔-3 △△△円」と記入します。  
この例では、「年調所得税額㉔」が163,600円の場合を表示しています。  
「年調所得税額㉔ 163,600円」 - 「㉔-2 120,000円」 = 「㉔-3 43,600円」
- ③ ②で「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2」(年調減税額)を控除しきれない場合は、「㉔-3 0円」と記入し、年調減税額のうち控除しきれなかった金額を余白に「㉔-4 ◇◇◇円」と記入します。
- ④ そして、「㉔-3」(年調減税控除後の年調所得税額)に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出し、「年調年税額㉕」欄に記入します(100円未満の端数は切り捨てます。)
- ⑤ 最後に、その「年調年税額㉕」欄の金額と、(1)で集計した「税額⑧」欄の金額とを比べて過不足額を「差引超過額又は不足額㉑」欄に記入し、通所の年末調整と同様にその過不足額の精算を行います。



**月次減税済みの金額や月次減税で控除しきれなかった金額の情報は**

- 年末調整の年調減税事務では使用しません。必要なのは、「実際に給与等から源泉徴収した金額」(1)「税額⑧」の金額)です。



年調減税事務は、年末調整計算の一部として行います。

かんたんクラウド給与では、いつもの年末調整の処理の中で、自動で年調減税事務の計算を行って完結させます！

年調減税の内容を確認するメニューや帳票もあります。  
詳しい処理の進め方や確認方法は、この手順書の第2章をご参照ください。

## 1.1.2 源泉徴収票への表示

### ■ 年末調整済みの源泉徴収票

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額 x x x 円」と記載します。

記載する金額は次のとおりです。

(年調所得税額<sup>④</sup> ≥ 年調減税額<sup>④-2</sup> の場合)

- 源泉徴収簿の「[年調減税額<sup>④-2</sup>](#)」欄の金額を記載します。

(年調所得税額<sup>④</sup> < 年調減税額<sup>④-2</sup> の場合)

- 源泉徴収簿の「[年調所得税額<sup>④</sup>](#)」欄の金額を記載します。

また、調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(源泉徴収簿の「[控除外額<sup>④-4</sup>](#)」欄の金額)を「[控除外額 x x x 円](#)」(控除しきれなかった金額がない場合は「[控除外額0円](#)」)と記載します。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	(記号番号)										
		個人番号	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
		氏名										
		ヤマカワ タロウ 山川 太郎										
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除を除く)			所得控除の額の合計額			源泉徴収額				
給料	7,770,000	5,893,000	2,881,300	44,500								
(要否)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			社会保険料等の金額	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 の数の 割合の率				
○	380,000	1			1							
		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅ローン等特別控除の額				
	1221,300	300,000	120,000	50,000	40,000							
(摘要)												
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円												

⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋



重要

「源泉徴収時」という言葉が紛らわしいかもしれませんが…

- 「源泉徴収時所得税減税控除済額」は  
年末調整計算で、年調所得税額から控除した年調減税額のこと  
⇒つまり、月次減税事務での控除済額ではなく、年末調整で年調所得税額から減税控除した金額のことです。
- 「控除外額」は  
年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額のこと  
⇒つまり、令和6年中に控除しきれない定額減税残額のことです。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」といいます。）分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

〔記載例〕 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける者	住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	[受給者番号] 個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6									
		[役職名]									
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 名 山川 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収額			
給料	14 400 000	12 300 000	2 849 930	1 283 900							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の有無	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有	有	1			1						
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
1569	930	120	000	50	000	205	000				
〔摘要〕 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 <b>非控除対象配偶者減税有</b>											

⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋

非控除対象配偶者を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」の追記で差し支えありません。

〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける者	住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	[受給者番号] 個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6									
		[役職名]									
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 名 山川 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収額			
給料	14 400 000	12 300 000	3 599 930	1 061 800							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の有無	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有	有	1			1	1	1				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
1569	930	120	000	50	000	205	000				
〔摘要〕 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 <b>減税有</b> 山川花子(同配)											

⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋



### 年末調整を行った後の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載する金額

- 年末調整を行った源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄には、  
 $(\text{年調所得税額} - \text{年調減税額}) \times 102.1\%$  の金額を記載することになります。

### ■ 年末調整を行っていない源泉徴収票

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その方に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「(摘要)」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額を記入することになります。



かんたんクラウド給与では、年末調整計算の結果に則った源泉徴収票の印字・出力に対応しています。

### 1.1.3 制度とかんたんクラウド給与に関するポイント

- 年調減税事務は、年末調整の一部として行います。
- 年末調整における年調減税事務では、月次減税済みの金額や月次減税で控除しきれなかった金額の情報は使用しません。必要なのは、「実際に給与等から源泉徴収した金額」（源泉徴収簿の「税額⑧」の金額）です。
- かんたんクラウド給与では、通常の年末調整の処理の中で、自動で年調減税事務の計算を行うことができます。
- 年末調整計算を行うことで、源泉徴収簿、源泉徴収票などの年末調整関係帳票に年調減税事務に関する情報が表示されます。
- 年調減税事務に関する、社員ごとの年調減税額や減税対象の扶養親族などの情報は、『その他』>『令和6年定額減税』>『定額減税処理』>[年調減税の情報表示]でまとめて確認することができます。

# 第2章

## かんたんクラウド給与での処理の詳細

## 2.1 年調減税事務の流れ 【かんたんクラウド給与での処理フロー】

年調減税事務は、年末調整計算の一部として年末調整計算処理の中で行われます。

年末調整を行う時期によりかんたんクラウド給与での処理の流れが異なります。次の手順で処理を行ってください。

### 2.1.1 最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う場合

『年調データ入力』の「年調設定＞年調方法」が、給与年調または賞与年調の場合、本年最後の給与または賞与を計算する際に、年末調整の一部として年調減税事務を行います。

#### ● 最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う場合の処理フロー

##### 処理の流れ

年調方法を確認する

年調＞年末調整＞年調データ入力

- 必要に応じて「年調設定＞年調方法」を変更します。

社員情報の登録・確認

登録＞社員＞社員登録＞[基本情報]タブ・[扶養親族等]タブ

- 扶養親族等の内容を確認します。
- 年調減税事務のために、配偶者情報として「配偶者定額減税対象」というチェックボックスが追加されています。配偶者が居住者で合計所得金額が48万円以下の場合にチェックをつけます。

⇒『2.2.1 社員情報の登録・確認』参照

扶養情報を更新する

登録＞社員＞社員登録＞[扶養親族等]タブ

- 扶養親族の生年月日により当年分の特定扶養等の区分を更新します。

年調データを入力する

年調＞年末調整＞年調データ入力

- 本人の給与所得以外の所得金額、配偶者の合計所得、保険料の支払額、住宅控除申請額等を入力します。

⇒『2.2.2.1 『年調データ入力』での入力』参照

12月の給与明細書入力（賞与明細書入力）

給与＞給与処理＞給与明細書入力

## 処理の流れ

### 給与> 給与処理> 給与明細書入力

- 12月の給与金額の入力（賞与金額の入力）を行います。
- 年末調整の計算が行われます。
- 年調計算対象／対象外や配偶者情報、扶養親族情報、本人や配偶者の合計所得金額などの情報から、社員ごとに「年調減税対象者かどうか」「扶養親族の人数」を自動判定し、「**年調減税額**」を算出します。
- 年末調整の計算の中で、「年調所得税額－年調減税額」の金額を算出し、この金額に復興特別所得税率102.1%を乗じて、令和6年の定額減税額を控除した「**年調年税額**」を自動で計算します。これが「**年調減税事務**」の結果ということになります。
- 月次減税の減税残額（月次減税で控除しきれなかった額）がある場合でも、年末調整を行う給与や賞与では月次減税事務を行いません。ただし、年調減税対象外の社員については月次減税事務を行います。



重要

- 給与明細書入力（賞与明細書入力）で年末調整計算するときに、「年調減税事務」もあわせて自動で行われます。
- 「月次減税事務」では、令和6年6月時点での扶養情報等をもとに『定額減税処理』で月次減税額を事前に判定し、その金額を令和6年6月1日以後に支払われる給与等から順次控除していました。それとは違い、「年調減税事務」は通常の年末調整計算の中に組み込まれて自動で行われます。
- 「年調減税事務」に関わる年調減税額や対象人数を確認する場合に、『その他』>『令和6年定額減税』>『定額減税処理』>【年調減税の情報表示】を使用します。

年末調整をする給与や賞与を計算するときに、自動で一緒に「年調減税額」も算出して、年調所得税額から減税分を控除するところまでかんたんクラウド給与上で完了できます。月次減税事務のように事前に減税額を別で計算しておく必要がないので、毎年の年末調整と同じ方法で処理を進めれば大丈夫！



### 入力検証

#### 年調> 年末調整> 年調データ入力> 入力検証

- 控除額等に関する扶養親族等の登録内容を確認します。
- 年調減税事務のためのチェック項目が追加されています。例えば、『社員登録』に「配偶者定額減税対象」チェックボックスのチェックが新しく追加されました。

### 年調減税額を確認する

#### 『その他』>『令和6年定額減税』> 定額減税処理> 年調減税の情報表示

- 社員本人の定額減税対象区分や、対象人数、年調減税額を確認することができます。
- [印刷] から「年調減税対象者リスト」を出力することができます。このリストでは、社員ごとの定額減税対象人数の内訳（家族情報に登録された家族のうち、誰が定額減税対象者と判定されているか）を確認することができます。

## 処理の流れ

⇒『2.2.3 定額減税処理の年調減税情報』参照



年末調整計算で自動判定した「年調減税対象者」や「対象人数」「年調減税額（全額）」など、社員ごとの年調減税情報だけをまとめて確認できる機能です。

### 給与処理の各帳票出力（賞与処理）

- 明細書や集計表等の帳票を出力します。

### 年末調整処理の各帳票出力

年調＞年末調整＞年調データ入力＞印刷

年調＞年末調整＞源泉徴収票＞印刷

- 源泉徴収簿や源泉徴収票等の帳票を出力します。
- 定額減税について、年末調整で控除した年調減税額等を確認することができます。詳しい確認方法は第3章をご参照ください。



年末調整での定額減税に関するあれこれ…  
気になる金額の確認方法は第3章で詳しく説明します！

⇒『3.1 実際に定額減税された金額などを確認するには』参照

### 給与（賞与）確定処理

更新＞月次＞給与賞与確定

- 給与（賞与）処理を確定します。

### 年次更新

更新＞年次＞年次更新

- 年調処理が終了後、処理を行います。
- 翌年データを作成します。



- 年末調整計算後にデータ修正を行った場合は、必ず年末調整計算を行ってください。年末調整計算を行わずに徴収票等の処理を行うと「未計算の社員が存在します。再作成を行ってください。」というメッセージが表示され、徴収票等の印刷はできません。
- 年次更新後に社員情報（住所や家族情報等）を変更した場合は、当年分の源泉徴収票に反映されませんのでご注意ください。
- 翌年分に対する家族情報は、『年次更新』が完了してから登録してください。
- 年調減税額は年末調整計算を行うことで算出されます。年末調整計算を行う前は年調減税額を確認することはできませんのでご注意ください。

## 2.1.2 本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う場合

『年調データ入力』の「年調設定＞年調方法」が「単独年調」の場合、本年の給与・賞与の支給がすべて終了した後に、年末調整を行います。年末調整の一部として年調減税事務を行い、過不足額を求めます。

年末調整計算は、『年調データ入力』の「作成」で行います。

### ● 本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う場合の処理フロー

#### 処理の流れ

年調方法を確認する

年調＞年末調整＞年調データ入力

- 年調支給日を設定します。

社員情報の登録・確認

登録＞社員＞社員登録＞[基本情報]タブ・[扶養親族等]タブ

- 扶養親族等の内容を確認します。
- 年調減税事務のために、配偶者情報として「配偶者定額減税対象」というチェックボックスが追加されています。配偶者が居住者で合計所得金額が48万円以下の場合にチェックをつけます。

⇒『2.2.1 社員情報の登録・確認』参照

扶養情報を更新する

登録＞社員＞社員登録＞[扶養親族等]タブ

- 扶養親族の生年月日により当年分の特定扶養等の区分を確認・更新します。

年調データを入力する

年調＞年末調整＞年調データ入力

- 配偶者の合計所得、保険料の支払額、住宅控除申請額等を入力します。

⇒『2.2.2.1 『年調データ入力』での入力』参照

支給後年末調整計算

年調＞年末調整＞年調データ入力

- 「作成」および「年調明細書」の出力を行います。
- 年調計算対象／対象外や配偶者情報、扶養親族情報、本人や配偶者の合計所得金額などの情報から、社員ごとに「年調減税対象者かどうか」「扶養親族の人数」を自動判定し、「**年調減税額**」を算出します。
- 年末調整の計算の中で、「年調所得税額－年調減税額」の金額を算出し、この金額に復興特別所得税率

## 処理の流れ

102.1%を乗じて、令和6年の定額減税額を控除した「**年調年税額**」を自動で計算します。  
これが「**年調減税事務**」の結果ということになります。



**重要**

- 支給後年調の『年調データ入力』で年末調整計算するとき、「年調減税事務」もあわせて自動で行われます。
- 「月次減税事務」では、令和6年6月時点での扶養情報等をもとに『定額減税処理』で月次減税額を事前に判定し、その金額を令和6年6月1日以後に支払われる給与等から順次控除していました。それとは違い、「年調減税事務」は通常の年末調整計算の中に組み込まれて自動で行われます。
- 「年調減税事務」に関わる年調減税額や対象人数を確認する場合に、『その他』>『令和6年定額減税』>『定額減税処理』>【年調減税の情報表示】を使用します。

支給後年調で年末調整計算するとき、自動で一緒に「年調減税額」も算出して、年調所得税額から減税分を控除するところまでかんたんクラウド給与上で完了できます。  
月次減税事務のように事前に減税額を別で計算しておく必要がないので、毎年の年末調整と同じ方法で処理を進めれば大丈夫！



### 入力検証

年調> 年末調整> 年調データ入力> 入力検証

- 控除額等に関係する、扶養親族等の登録内容を確認します。
- 年調減税事務のためのチェック項目が追加されています。例えば、『社員登録』の「配偶者定額減税対象」チェックボックスのチェックが新しく追加されました。
- 修正が必要な場合は、変更後『年調データ入力』で「再作成」を行ってください。

### 年調減税額を確認する

『その他』>『令和6年定額減税』> 定額減税処理> 年調減税の情報表示

- 社員本人の定額減税対象区分や、対象人数、年調減税額を確認することができます。
- [印刷] から「年調減税対象者リスト」を出力することができます。  
このリストでは、社員ごとの定額減税対象人数の内訳（家族情報に登録された家族のうち、誰が定額減税対象者と判定されているか）を確認することができます。

⇒『2.2.3 定額減税処理の年調減税情報』参照



年末調整計算で自動判定した「年調減税対象者」や「対象人数」「年調減税額（全額）」など、社員ごとの年調減税情報だけをまとめて確認できる機能です。

## 処理の流れ

### 年末調整処理の各帳票出力

年調＞年末調整＞年調データ入力＞印刷

年調＞年末調整＞源泉徴収票＞印刷

- 源泉徴収簿や源泉徴収票の帳票を出力します。
- 定額減税について、年末調整で控除した年調減税額等を確認することができます。詳しい確認方法は第3章をご参照ください。



年末調整での定額減税に関するあれこれ…  
気になる金額の確認方法は第3章で詳しく説明します！

⇒『3.1 実際に定額減税された金額などを確認するには』参照

### 支給後年調処理の各帳票を出力する

年調＞年末調整＞年調振込処理 ほか

- 振込の確認表や金種表を出力します。

### 支給後年調確定処理

更新＞月次＞給与賞与確定

- 支給後年調処理（「単独年調」）の確定を行います。

### 年次更新（年末調整）

更新＞年次＞年次更新

- 年調処理終了後に処理を行います。
- 翌年データを作成します。「過不足額を翌年に連動する」で連動項目を設定した場合は、同時に翌年データへ還付額／徴収額を繰越します。

## 2.2 年調減税事務に関する処理の詳細

年調減税事務は年末調整の中で自動で行われます。

そのうち、年調減税に関する機能や出力内容などを説明します。

### 2.2.1 社員情報の登録・確認

メニュー ▶ [登録] > [社員登録] > [基本情報]・[扶養親族等]

⇒ 処理フロー『2.1.1最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う>社員情報の登録・確認』

⇒ 処理フロー『2.1.2本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う>社員情報の登録・確認』

年末調整処理を行う前に、各種申告書の内容を確認し、本人・配偶者・扶養親族の情報を登録します。

この章では、社員情報のうち、年調減税事務に関する項目の登録・確認方法を説明します。

#### 2.2.1.1 本人

本人については、年末調整の対象となる人が、原則として、年調減税事務の対象者となります。ただし、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える人は定額減税の対象外となります。

そのため、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

また、令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に給与等の支給がない方（税法上支給額が1円もない方）も年調減税事務の対象外となり、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。



#### 国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&Aをご確認ください

- 国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）の「【適用対象者】2-1定額減税の適用対象者【令和6年9月修正】」の注意書きとして次の記載があります。

（注）年末調整は、給与の支払者がその年最後の給与の支払の際に行うこととされています。  
このため、年調減税は、その最後に支払をする日が令和6年6月1日以後である給与（令和6年分所得税に係るものに限ります。）について行うこととなります。

⇒国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】以降）」  
2-1 定額減税の適用対象 参照

- この規定により、かんたんクラウド給与では令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に給与等の支給がない方（税法上支給額が1円もない方）を年調減税事務の対象外と判定し、「年調減税の対象人数0人、年調減税額0円」として年末調整計算を行います。

- 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (基配所申告書)

- 本人が年調減税事務の対象者になる条件

次のすべての条件にあてはまる場合に、年調減税対象になります。

条件	確認するところ								
年調計算が「必要」であること	<p>[基本情報] &gt; 「年調計算」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本情報</th> <th>給与・賞与項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与計算</td> <td><input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要</td> </tr> <tr> <td>賞与計算</td> <td><input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要</td> </tr> <tr> <td>年調計算</td> <td><input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要</td> </tr> </tbody> </table>	基本情報	給与・賞与項目	給与計算	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要	賞与計算	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要	年調計算	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要
基本情報	給与・賞与項目								
給与計算	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要								
賞与計算	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要								
年調計算	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要								
乙欄適用者ではないこと 非居住者ではないこと	<p>[基本情報] &gt; 「税額表」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本情報</th> <th>給与・賞与項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額表</td> <td><input checked="" type="radio"/> 甲欄 <input type="radio"/> 乙欄</td> </tr> <tr> <td>給与計算</td> <td><input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「税額表」が「乙欄」の場合、[基本情報]の「年調計算」を「必要」にしても年末調整されず、年調減税事務も対象外になります。</li> <li>● 通常、本人が非居住者の場合、税額表は「甲欄」を適用されません。そのため、「税額表」が「甲欄」と登録されている社員を「居住者(非居住者ではない)」と判定します。</li> </ul>	基本情報	給与・賞与項目	税額表	<input checked="" type="radio"/> 甲欄 <input type="radio"/> 乙欄	給与計算	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要		
基本情報	給与・賞与項目								
税額表	<input checked="" type="radio"/> 甲欄 <input type="radio"/> 乙欄								
給与計算	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要								
主たる給与収入が2,000万円以下であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与収入額は、年末調整計算で当年の給与等の金額を参照して算出します。給与収入が2,000万円を超える場合は年末調整の対象外となるため、年調減税事務も対象外になります。</li> </ul>								

条件	確認するところ
<p>給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円以下であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 合計所得金額は、給与所得金額 + 給与所得以外の所得の合計額 です。</li> <li>• 給与所得金額は、当年の給与収入や社会保険料等の金額、所得金額調整控除額などから、年末調整計算で算出します。</li> <li>• 給与所得以外の所得の合計額は、「給与所得者の基礎控除申告書」によって本人から申告された所得金額です。申告金額は、次の処理で「給与所得以外の額」に登録します。 『年調』 &gt; 『年末調整』 &gt; 『年調データ入力』</li> <li>• 合計所得金額が1,805万円を超える場合は、定額減税対象外となるため、年調減税事務も対象外になります。</li> </ul>
<p>令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に給与等の支給があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に支給日がある給与または賞与において、税法上支給額が1円以上あるかどうかで判定します。</li> <li>• 判定は年末調整計算で自動で行います。</li> <li>• それぞれの社員に税法上支給額があるかどうかは、次の処理でご確認ください。 『給与』 &gt; 『給与処理』 &gt; 『給与明細集計表（支給・控除）』 &gt; 「税法上支給額」 『賞与』 &gt; 『賞与処理』 &gt; 『賞与明細集計表』 &gt; 「賞与支給総額」</li> <li>• 令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に給与等の支給がない場合（税法上支給額が0円の場合）、本人が年調減税事務の対象外になるため、「年調減税の対象人数0人、年調減税額0円」と算出され、年末調整において年調減税額が控除されません。</li> </ul>

### 2.2.1.2 配偶者

本人が年調減税事務の対象者の場合、その配偶者が同一生計配偶者（居住者に限ります。）であれば「配偶者定額減税有」として30,000円の年調減税額が控除されます。



#### 年調減税事務の対象となる同一生計配偶者とは

- ・ 定額減税の対象である本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）のうち、合計所得金額が48万円以下の人です。

- 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

- 年調減税の対象になる配偶者

配偶者が次のすべての条件にあてはまる場合に、年調減税対象になります。

条件	確認するところ
本人が年調減税対象者であること	本人が対象者である必要があります。 ⇒『2.2.1.1 本人』参照
居住者であること	[扶養親族等] > 配偶者「非居住」 

- ・ 「非居住」が空の場合、その配偶者は居住者です。

条件	確認するところ												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「○」が登録されていると非居住者のため、年調減税対象外と判定され、入力検証でエラーを表示します。</li> </ul>												
<p>配偶者の合計所得金額の見積額が48万円以下であること</p>	<p>[扶養親族等] &gt; 「配偶者定額減税対象」チェックボックス</p> <div data-bbox="705 360 1482 495" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本情報</td> <td style="text-align: center;">給与・賞与項目</td> <td style="text-align: center;">通勤費</td> <td style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white;">扶養親族等</td> </tr> <tr> <td colspan="4">配偶者の有無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 配偶者定額減税対象 <span style="font-size: small;">?</span></td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の合計所得金額の見積額が48万円以下の場合に、「配偶者定額減税対象」にチェックをつけてください。チェックがついている配偶者について、年末調整計算で配偶者分の年調減税額30,000円を控除するかどうか判定します。</li> <li>配偶者の合計所得金額の見積額は、「給与所得者の配偶者控除等申告書兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）」によって本人から申告された金額を使用します。申告金額は、次の処理で「配偶者の合計所得金額」に登録します。</li> </ul> <p>『年調』 &gt; 『年末調整』 &gt; 『年調データ入力』</p>	基本情報	給与・賞与項目	通勤費	扶養親族等	配偶者の有無				<input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者定額減税対象 <span style="font-size: small;">?</span>	
基本情報	給与・賞与項目	通勤費	扶養親族等										
配偶者の有無													
<input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者定額減税対象 <span style="font-size: small;">?</span>											

## ● 配偶者区分の登録方法

『社員登録』の配偶者に関する各区分は、次の画面で登録してください。

- 『登録』 > 『社員』 > 『社員登録』 > [扶養親族等]  
「配偶者定額減税対象」、配偶者「扶養区分」

本人と配偶者の合計所得金額に応じて、各区分を次の表のとおり登録してください。

配偶者の合計所得金額が48万円以下のときに「配偶者定額減税対象」にチェックをつけてください。

社員本人の 合計所得金額	配偶者の 合計所得金額	社員登録の配偶者設定		
		配偶者区分	源泉控除対象 配偶者	配偶者定額 減税対象
900万円以下	48万円以下	一般／老人	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	48万円超 95万円以下	配特控除対象者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	95万円超 133万円以下	配特控除対象者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	133万円超	空欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
900万円超 1,000万円以下	48万円以下	一般／老人	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	48万円超 95万円以下	配特控除対象者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	95万円超 133万円以下	配特控除対象者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	133万円超	空欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1,000万円超	48万円以下	空欄	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

社員本人の 合計所得金額	配偶者の 合計所得金額	社員登録の配偶者設定		
		配偶者区分	源泉控除対象 配偶者	配偶者定額 減税対象
1,805万円以下	48万円超	空欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1,805万円超	48万円以下	空欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	48万円超	空欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

: チェックボックスにチェックをつける

: チェックボックスにチェックをつけない



配偶者定額減税対象…合計所得金額48万円以下の同一生計配偶者

配偶者特別控除の対象…合計所得金額48万円超～133万円以下の配偶者

⇒つまり、「配特控除対象者」は「配偶者定額減税対象」にチェックがつくことはありません。

### 2.2.1.3 扶養親族

本人が年調減税事務の対象者の場合、その扶養親族（居住者に限ります。）1人につき30,000円の年調減税額が控除されます。



#### 年調減税事務の対象となる扶養親族とは

- ・ 所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

#### ● 令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

The form is titled "令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書". It contains several sections for providing personal and family information, including name, address, and birth date. A central table lists dependents with columns for their name, birth date, relationship, and exemption status. A red box highlights the "扶養親族" (dependents) section. To the right, there is a QR code and a "扶" (Support) icon. The bottom section includes a table for "16歳未満の扶養親族" (dependents under 16 years old) and a section for "配偶者・扶養親族" (spouse and dependents).

#### ● 年調減税の対象になる扶養親族

扶養親族が次のすべての条件にあてはまる場合に、年調減税対象になります。

条件	確認するところ
本人が年調減税対象者であること	本人が対象者である必要があります。 ⇒『2.2.1.1 本人』参照
居住者であること	[扶養親族等] > 扶養親族「非居住」

条件	確認するところ																				
	<table border="1" data-bbox="518 215 1517 555"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 221 794 293">フリガナ (半角) 氏名</th> <th data-bbox="799 221 995 293">続柄/ 生年月日</th> <th data-bbox="1000 221 1230 293">扶養区分</th> <th data-bbox="1235 221 1401 293">障害者</th> <th data-bbox="1406 221 1513 293">非居住 ②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 300 794 371">トウキョウ サチ 東京 幸恵</td> <td data-bbox="799 300 995 371">長女 ▼ H 11/04/02 ▼</td> <td data-bbox="1000 300 1230 371">一般 ▼</td> <td data-bbox="1235 300 1401 371">▼</td> <td data-bbox="1406 300 1513 371">▼</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 378 794 450">トウキョウ コウタ 東京 浩太</td> <td data-bbox="799 378 995 450">長男 ▼ H 15/06/05 ▼</td> <td data-bbox="1000 378 1230 450">特定 ▼</td> <td data-bbox="1235 378 1401 450">▼</td> <td data-bbox="1406 378 1513 450">▼</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 456 794 528">トウキョウ ジュンヤ 東京 淳也</td> <td data-bbox="799 456 995 528">次男 ▼ H 21/09/01 ▼</td> <td data-bbox="1000 456 1230 528">年少 ▼</td> <td data-bbox="1235 456 1401 528">▼</td> <td data-bbox="1406 456 1513 528">▼</td> </tr> </tbody> </table> <ul data-bbox="438 577 1517 750" style="list-style-type: none"> <li>• 「非居住」が空の場合、その扶養親族は居住者です。</li> <li>• 「01」～「04」が登録されていると非居住者のため、年調減税対象外と判定されます。</li> <li>• 16歳未満の扶養親族も年調減税の対象です。そのため、扶養区分が「年少」の扶養親族も年調減税対象と判定されます。</li> </ul>	フリガナ (半角) 氏名	続柄/ 生年月日	扶養区分	障害者	非居住 ②	トウキョウ サチ 東京 幸恵	長女 ▼ H 11/04/02 ▼	一般 ▼	▼	▼	トウキョウ コウタ 東京 浩太	長男 ▼ H 15/06/05 ▼	特定 ▼	▼	▼	トウキョウ ジュンヤ 東京 淳也	次男 ▼ H 21/09/01 ▼	年少 ▼	▼	▼
フリガナ (半角) 氏名	続柄/ 生年月日	扶養区分	障害者	非居住 ②																	
トウキョウ サチ 東京 幸恵	長女 ▼ H 11/04/02 ▼	一般 ▼	▼	▼																	
トウキョウ コウタ 東京 浩太	長男 ▼ H 15/06/05 ▼	特定 ▼	▼	▼																	
トウキョウ ジュンヤ 東京 淳也	次男 ▼ H 21/09/01 ▼	年少 ▼	▼	▼																	

## 2.2.2 年調データ入力の方法

メニュー ▶ 『年調』 > 『年末調整』 > 『年調データ入力』

- ⇒ 処理フロー『2.1.1最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う>年調データ入力』
- ⇒ 処理フロー『2.1.2本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う>年調データ入力』

本人から申告のあった年末調整に関する情報を入力します。

ここでは、年調減税事務に関する項目の入力方法について説明します。

### 2.2.2.1 『年調データ入力』での入力

『年調データ入力』で年末調整に関する情報を入力します。

ここでは、『年調データ入力』で年調減税事務に関する情報を入力する方法について説明します。

- 『年調』 > 『年末調整』 > 『年調データ入力』

金額	社会保険料等控除額	税額
給料・手当等	3,886,000	544,766
賞与等	900,000	207,810
前職等	0	0
調整欄	0	0
合計	4,786,000	752,576
給与所得控除後の給与等の金額		3,387,200
所得金額調整控除額		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)		3,387,200

控除額	年末調整
基礎控除額	480,000 差引課税給与所得金額 514,000
扶養控除額	860,000 算出所得税額 25,700
障害者の控除額	400,000 住宅借入金等特別控除額
ひとり親・寡婦	年調所得税額 25,700
勤労学生	年調年税額
控除額の合計額	1,740,000 差引超過額又は不足額
所得控除額の合計額	2,872,576

- 年調減税事務に関する項目

本人の給与以外合計所得見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員本人の事業所得、雑所得、配当所得など給与所得以外の所得金額です。</li> <li>● 給与所得以外の所得金額がある場合に入力します。</li> <li>● 控除判定で使用する項目です。</li> <li>● 控除判定でこの金額を使用しますので、本人が申告したとおりの金額を入力してください。</li> </ul>
配偶者の合計所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者の合計所得金額がある場合、配偶者の合計所得金額を入力します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>• 入力した金額から配偶者控除、配偶者特別控除、配偶者定額減税対象の判定を行います。</li><li>• 金額を入力していない場合、配偶者の合計所得は0円のまま判定されます。配偶者の合計所得金額がある場合は入力がないと、各判定が正しく行われません。</li><li>• 合計所得金額とは、給与所得だけを有する配偶者の場合、「収入金額－給与所得控除額」のことを指します。</li><li>• 控除判定で使用する項目です。</li><li>• 配偶者に給与所得以外の所得金額がある場合は、所得金額（収入金額－必要経費）の合計を含めてください。</li></ul>
--	---



社員情報や年調データを入力したら、処理フローに従って、年調方法の設定に応じた年末調整計算処理を行ってください。  
年末調整計算処理の中で、年調減税事務を自動で行います。  
年末調整計算処理をするまでは年調減税額などは算出されませんのでご注意ください！

年調減税の計算結果は、『定額減税処理』> [年調減税の情報表示]で確認することができます。次の章で説明します。

## 2.2.3 定額減税処理の年調減税情報

メニュー ▶ [その他] > [令和6年定額減税] > 定額減税処理 [年調減税の情報表示]

- ⇒ 処理フロー『2.1.1最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う>年調減税額を確認する』
- ⇒ 処理フロー『2.1.2本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う>年調減税額を確認する』

年末調整計算を行うことで、年調減税額を算出し、年調所得税額から減税控除を行う「年調減税事務」が実施されます。

年末調整計算後は『定額減税処理』> [年調減税の情報表示] に社員ごとの年調減税事務に関する情報が表示されます。本人が年調減税事務の対象者かどうかや対象人数、年調減税額を確認することができます。

また、どの扶養親族が年調減税対象者として対象人数に含まれているか、その内訳の詳細は「年調減税対象者リスト」を出力して確認することができます。



### 年末調整計算を行う前は

- 『定額減税処理』> [年調減税の情報表示] には社員名のみ表示され、年調減税に関する情報は表示されません。
- それぞれの年末調整処理フローの「計算処理」を行うことで、年調減税額の算出や年調減税の控除計算が実行され、その内容が [年調減税の情報表示] に表示されるようになります。年調減税に関する情報が表示されない社員がいる場合は、その社員は年末調整計算が行われていません。年末調整処理をどこまで進めたか確認し、各処理フローでの年末調整計算処理を行ってから、再度、『定額減税処理』> [年調減税の情報表示] を表示しなおしてください。

■ 『定額減税処理』 > [年調減税の情報表示] 画面

印刷 閉じる

定額減税処理

月次減税 年調減税の情報表示

社員コード	氏名	年調計算	年調対象	本人減税対象	対象人数	年調減税額
000001	東京 一郎	計算済	対象	対象	3	90,000
000002	伊藤 健二	計算済	対象	対象	1	30,000
000003	上野 修三	計算済	対象	対象	2	60,000
000004	川原 弥勲	計算済	対象	対象	1	30,000
000005	北川 奈波	計算済	対象	対象	2	60,000
000006	工藤 八重	計算済	対象	対象	3	90,000
000007	越野 勇次	計算済	対象	対象	9	270,000
000008	志藤 真治	計算済	対象外	対象外	0	0
000009	田山 睦子	計算済	対象	対象	1	30,000

(注) 対象人数や年調減税額は年未調整計算を行うことで算出されます。  
「年調計算」が「未計算」の社員は、年調計算対象区分や年調減税に関する項目は表示されません。  
年未調整計算を実行後に表示内容をご確認ください。

1. 年未調整の対象外者は定額減税も対象外のため、年調減税額は0円です。
2. 対象人数の内訳は、「年調減税対象者リスト」に出力されます。

[印刷] ボタンから「年調減税対象者リスト」を出力してご確認ください。

年調減税情報表示エリア

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

2.2.3.1 年調減税対象者リスト

メニュー ▶ [その他] > [令和6年定額減税] > [定額減税処理] > 印刷「年調減税対象者リスト」

『定額減税処理』の[印刷] > [年調減税対象者リスト]をクリックすると、「年調減税対象者リスト」を出力することができます。

「年調減税対象者リスト」には年調減税対象者の内訳が表示されます。画面に表示される対象人数が本人から申告された扶養親族等の人数と異なる場合など、内訳を確認することで、年調減税の「対象/対象外」と判定される理由を特定することができます。

社員コード	氏名	年調計算	年調対象	本人減税対象	合計所得金額	家族氏名	続柄	定額減税対象区分	配偶者区分 扶養区分	配偶者定額減税対象 チェックボックス	配偶者 合計所得	非居住	対象人数	年調減税額										
000001	東京 一郎	計算済	対象	対象	3,387,200	東京 幸子	妻	対象	一般	該当する	0		3	90,000										
						東京 幸恵	長女	対象	一般	—														
						東京 浩太	長男	対象	特定	—														
						東京 洋也	次男	対象	年少	—														
000002	伊藤 健二	計算済	対象	対象	2,920,000	上野 花子	妻	対象外	一般	該当しない	0		1	30,000										
						上野 一郎	子	対象	一般	—														
						上野 次郎	子	対象外	一般	—														
						上野 三郎	子	対象外	一般	—														
						上野 健一	父	対象外	老人	—														
						上野 洋子	母	対象外	一般	—														
						上野 正一	祖父	対象外	同居老親等	—														
						上野 良子	妻	対象外	老人	該当しない														
000003	上野 修三	計算済	対象	対象	2,632,000	川原 良子	妻	対象	同居老親等	—	0		2	60,000										
						工藤 一郎	子	対象	一般	—														
000004	川原 弥勲	計算済	対象	対象	2,440,000	工藤 八重	妻	対象	一般	—	0		3	90,000										
						工藤 恵子	子	対象	年少	—														
000007	越野 勇次	計算済	対象	対象	3,400,000	越野 花子	妻	対象	一般	該当しない	0	該当する	9	270,000										
						越野 治夫	子	対象	一般	—														
						越野 健二	子	対象	特定	—														
						越野 昭三	子	対象	特定	—														
						越野 四郎	子	対象	一般	—														
						越野 昭次	父	対象	同居老親等	—														
						越野 恵子	母	対象	一般	—														
						越野 登吾	子	対象	一般	—														
						越野 六郎	子	対象	年少	—														
						000008	志藤 真治	計算済	対象外	対象外					0	志藤 花子	妻	対象外	配偶控除対象者	該当しない	0		0	0
																志藤 良助	父	対象外	同居老親等	—				
																志藤 良夫	子	対象外	一般	—				
																志藤 恵子	子	対象外	特定	—				
志藤 和男	子	対象外	一般	—																				
000009	田山 睦子	計算済	対象	対象	2,440,000							1	30,000											

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

## ■ 定額減税（年調減税事務）の対象判定基準

「本人減税対象」と家族の「定額減税対象区分」が「対象」と判定される基準は次の通りです。

表示されている対象判定結果を修正したい場合は、登録済みの年調データや家族情報を変更し、再度、年末調整計算を行ってください。

	条件	かんたんクラウド給与で判定に使用している情報
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>年末調整の対象者であること</li> </ul>	<p>『年調』&gt;『年末調整』&gt;『年調データ入力』&gt;「年調設定」&gt;「年調方法」が「年調なし」の場合は、年末調整対象外です。</p> <p>『登録』&gt;『社員』&gt;『社員登録』&gt;[基本情報]&gt;「年調計算」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「年調計算」が「不要」の場合は、年末調整対象外です。</li> </ul> <p>次の「年末調整の対象とならない人」に該当する場合も、年末調整対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主たる給与収入が2,000万円を超える人</li> <li>乙欄適用者</li> <li>丙欄適用者 (かんたんクラウド給与では、丙欄の設定はありません。)</li> <li>非居住者 (かんたんクラウド給与では、非居住者は甲欄が適用されていない場合です。)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額が1,805万円以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額は、「給与所得金額」+「給与所得以外の所得金額」の合計です。</li> </ul> <p>給与所得以外の所得金額 『年調』&gt;『年末調整』&gt;『年調データ入力』で入力した「本人の給与以外合計所得見積額」の額です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に給与等の支給があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年6月1日～令和6年12月31日の間に支給日がある給与または賞与において、税法上支給額が1円以上ある場合に対象と判定されます。</li> <li>それぞれの社員に税法上支給額があるかどうかは、次の処理でご確認ください。</li> </ul> <p>『給与』&gt;『給与処理』&gt;『給与明細集計表（支給・控除）』&gt;「税法上支給額」</p> <p>『賞与』&gt;『賞与処理』&gt;『賞与明細集計表』&gt;「賞与支給総額」</p>
配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者であること</li> <li>本人が定額減税対象であること</li> <li>配偶者の合計所得金額の見積額が48万円以下</li> </ul>	<p>『登録』&gt;『社員』&gt;『社員登録』&gt;[扶養親族等]&gt;配偶者「非居住」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「○」が登録されている場合、定額減税対象者に「該当しない」と判定されます。</li> </ul> <p>『登録』&gt;『社員』&gt;『社員登録』&gt;[扶養親族等]&gt;「配偶者定額減税対象」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者定額減税対象」にチェックがついてい</li> </ul>

	条件	かんたんクラウド給与で判定に使用している情報
		<p>る場合に、「該当する」と判定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「本人減税対象」が「対象外」の場合は、定額減税対象者に「該当する」であっても、本人が定額減税の対象外であるため、年調減税の控除は行われません。</li> </ul>
扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者であること</li> <li>本人の扶養親族であること</li> </ul>	<p>『登録』&gt;『社員』&gt;『社員登録』&gt; [扶養親族等] &gt; 扶養親族「非居住」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「01」～「04」のいずれかが登録されている場合、定額減税対象者に「該当しない」と判定されます。</li> <li>「年少」が登録されている場合、年末調整の扶養控除は適用されませんが、定額減税（年調減税事務）の対象者になります。</li> </ul>



定額減税対象区分や対象人数の判定結果を修正するために、家族の情報などを変更した後は、必ず、年末調整計算をやりなおしてください。

年末調整計算を行うことで、変更後の家族情報などから再判定を行います。

「年調減税対象者リスト」の内容も、年末調整計算を行うことで更新されます。

# 第3章

年末調整での減税に関する金額を  
確認するには

## 3.1 実際に定額減税された金額などを確認するには

月次減税事務で控除した金額はいくらか？月次減税を受けて、実際に支払った所得税はいくらだったのか？  
年末調整で自動計算された年調減税事務について、全額控除しきれたのか？など、  
定額減税に関する金額を確認する方法をパターン別に説明します。

### 3.1.1 月次減税事務で控除された金額は？控除しきれなかった残額はある？

メニュー

【社員情報】 > 【その他】 > 定額減税処理【月次減税事務】 > 印刷「各人別事績簿」

令和6年6月から行った月次減税事務では、年末調整を行うまでに実際いくら減税を受けられたのか？  
月次減税額を全額控除しきれたのか？しきれなかった場合はいくら残っているのか？  
これらは、『定額減税処理』の【印刷】で「各人別控除事績簿」を出力して確認します。

《各人別控除事績簿》

社員コード	基準日在职者 (受給者の氏名)	人数計	月次減税額	給与／賞与	支給日	控除前税額	定額減税額	減税残額
000001	東京 一郎	5	150,000	賞与1回	令和6年06月10日	12,480	12,480	137,520
				給与6月	令和6年06月25日	3,580	3,580	133,940
				給与7月	令和6年07月25日	3,580	3,580	130,360
				給与8月	令和6年08月25日	3,950	3,950	126,410
				給与9月	令和6年09月25日	3,950	3,950	122,460
000002	神奈川 次郎	3	90,000	賞与1回	令和6年06月10日	45,230	45,230	44,770
				給与6月	令和6年06月25日	14,990	14,990	29,780
				給与7月	令和6年07月25日	14,990	14,990	14,790
				給与8月	令和6年08月25日	14,990	14,790	0

「定額減税額」と「減税残額」を見ることで、月次減税で控除済みの金額と、控除しきれなかった残額がわかります。

● 東京一郎さんの場合

- 「減税残額」の最後の行が、0円ではありません。この金額が控除しきれなかった残額です。  
⇒122,460円
- 「定額減税額」の合計が、月次減税事務で給与等から控除した、控除済みの金額です。  
⇒12,480円 + 3,580円 + 3,580円 + 3,950円 + 3,950円 = 27,540円
- 1と2を足すと、「月次減税額」になります。  
⇒122,460円 + 27,540円 = 150,000円

● 神奈川次郎さんの場合

- 「減税残額」の最後の行が、0円です。月次減税額は全額控除済みで、控除しきれなかった残額はありませ

2. 全額控除済みなので、「定額減税額」の合計が「月次減税額」と同じ金額になります。  
 ⇒45,230円 + 14,990円 + 14,990円 + 14,790円 = 90,000円

### 3.1.2 年調減税額はいくら？年末調整で控除できた金額は？

メニュー [年末調整] > [印刷処理] > 源泉徴収簿

年末調整の計算で判定された年調減税額や、年調所得税額から控除した額、控除しきれなかった残額などは、年末調整計算の結果とともに「源泉徴収簿」で確認することができます。

《源泉徴収簿》

支払月日	給与金額	社会保険料	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	賞与税額	源泉徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
1 1: 丕	469,127	66,644	402,483	5	4,440	20700	25,140	20,700
2 2: 丕	469,127	66,644	402,483	5	4,440		4,440	0
3 3: 丕	469,127	66,644	402,483	5	4,440		4,440	
4 4: 丕	449,123	66,521	382,602	5	3,580		3,580	
5 5: 丕	449,123	66,521	382,602	5	3,580		3,580	
6 6: 丕	449,123	66,521	382,602	5	3,580		0	
7 7: 丕	449,123	66,521	382,602	5	3,580		0	
8 8: 丕	449,123	66,521	382,602	5	3,580		0	
計	3,652,936	532,537	3,120,459		20,430			
1 7: 10	355,000	49,402	305,598	5	4,084	12,430	0	
計	355,000	49,402	305,598					
調整欄								
計	4,007,936	581,939	3,426,057		20,430			

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	20,700
同上の税額につき月別通付又は徴収した税額	20,700
差引差額	0
通付又は徴収した税額	0
差引差額	0
給与所得控除後の給与等の金額	4,007,936
所得金額調整控除の適用	20,480
社会保険料等の控除額	581,939
所得控除額の合計額	20,480
課税所得金額	3,426,057
年調所得税額	20,430
年調年税額	20,430
差引超過額又は不足額	0
超過額	0
不足額	0

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

● 項目の説明

②4-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>年調減税額です。30,000円×対象人数の全額が表示されます。</li> <li>例えば、対象人数が4人の社員の場合、「30,000円×4人」のため、「②4-2 120,000円」と表示されます。</li> </ul>
②4-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>年調所得税額から年調減税額を控除した残額です。</li> <li>「年調所得税額②4」 - 「年調減税額②4-2」が「②4-3」です。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、「年調所得税額<sup>㉔</sup> 163,600円」「年調減税額<sup>㉔-2</sup> 120,000円」の場合、「163,600円-120,000円」のため、「<sup>㉔-3</sup> 43,600円」と表示されます。</li> </ul>
<sup>㉔-4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年調所得税額から年調減税額を控除して、控除しきれない金額がある場合に、その控除外額（控除残額）を出力します。</li> <li>例えば、「年調所得税額<sup>㉔</sup> 98,000円」「年調減税額<sup>㉔-2</sup> 120,000円」の場合、「98,000円-120,000円」のため、「<sup>㉔-3</sup> 0円」「<sup>㉔-4</sup> 22,000円」と表示されます。</li> </ul>

### ■ 「<sup>㉔-3</sup>」が0円ではない場合

年調所得税額から年調減税額（<sup>㉔-2</sup>）を控除した残額が0円ではない場合です。つまり、年調減税額（<sup>㉔-2</sup>）を全額控除できたということです。全額控除しきっているため、控除外額（<sup>㉔-4</sup>）は0円です。

$$\text{年末調整で控除できた減税額} = \text{㉔-2}$$

### ■ 「<sup>㉔-3</sup>」が0円の場合

年調所得税額から年調減税額（<sup>㉔-2</sup>）を控除した残額が0円の場合です。つまり、年調減税額（<sup>㉔-2</sup>）を全額控除しきれず、控除残額があるということです。控除残額は「控除外額（<sup>㉔-4</sup>）」に表示されます。

$$\text{年末調整で控除できた減税額} = \text{年調減税額（㉔-2）} - \text{控除外額（㉔-4）}$$

$$\text{控除しきれなかった額} = \text{控除外額（㉔-4）}$$

## 3.1.3 6月以降に扶養親族等の人数が変動したら、年調減税事務はどうなる？

令和6年6月から月次減税事務を開始し、それ以降に扶養親族等が増減した場合、変動分の定額減税額がどのように年末調整で控除されるかを説明します。

例1) 6月以降に扶養親族等の増減はなく、月次減税額と年調減税額が同額の場合

- 本人：定額減税対象者
- 同一生計配偶者：1名（居住者）
- 扶養親族：2名（いずれも居住者）
- 月次減税額／年調減税額ともに 30,000円×4人 = 120,000円
- 12月の年末調整計算によって算出された年調所得税額 217,700円

《月次減税事務の計算》

支給回	控除前税額 ①	定額減税額 ②	所得税額 ③ (①-②)	減税残額
給与1月 R6/1/25支給	10,980円	-	10,980円	-
給与2月 R6/2/25支給	8,530円	-	8,530円	-
給与3月 R6/3/25支給	7,190円	-	7,190円	-
給与4月 R6/4/25支給	15,880円	-	15,880円	-
給与5月 R6/5/25支給	18,820円	-	18,820円	-

支給回	控除前税額 ①	定額減税額 ②	所得税額 ③ (① - ②)	減税残額
賞与1回 R6/6/10支給	71,290円	71,290円	0円	48,710円
給与6月 R6/6/25支給	23,840円	23,840円	0円	24,870円
給与7月 R6/7/25支給	30,460円	24,870円	5,590円	0円
給与8月 R6/8/25支給	19,600円	0円	19,600円	0円
給与9月 R6/9/25支給	26,600円	0円	26,600円	0円
給与10月 R6/10/25支給	28,800円	0円	28,800円	0円
給与11月 R6/11/25支給	18,080円	0円	18,080円	0円
賞与2回 R6/12/10支給	67,230円	0円	67,230円	0円
給与12月 R6/12/25	15,140円	-	15,140円	-
合計	362,440円	120,000円	<b>242,440円</b>	-

「所得税額」が令和6年1月～12月の給与等で実際に支払った所得税額です。

《年調減税事務の計算》

年調所得税額 ①	年調減税額 ②	年調年税額 ③ (① - ②) × 102.1%	月次の所得税額計 ④	差引超過額 ⑤ (③ - ④)
217,700円	120,000円	99,700円	242,440円	△142,740円

年調年税額③は100円未満を切り捨てた後の金額です。

例2) 令和6年9月に扶養親族が1人増えて、月次減税額と年調減税額が異なる場合

《6月 月次減税事務開始時点》(例1と同じ)

- ・本人：定額減税対象者
- ・同一生計配偶者：1名(居住者)
- ・扶養親族：2名(いずれも居住者)
- ・月次減税額 30,000 × 4人 = 120,000円

《9月》扶養親族が1人増

《12月 年末調整時点》

- ・本人：定額減税対象者
- ・同一生計配偶者：1名(居住者)
- ・扶養親族：3名(いずれも居住者)
- ・年調減税額 30,000 × 5人 = 150,000円
- ・12月の年末調整計算によって算出された年調所得税額 217,700円

《月次減税事務の計算》

例1)と同じです。

《年調減税事務の計算》

年調所得税額 ①	年調減税額 ②	年調年税額 ③ (① - ②) × 102.1%	月次の所得税額計 ④	差引超過額 ⑤ (③ - ④)

年調所得税額 ①	年調減税額 ②	年調年税額 ③ (① - ②) × 102.1%	月次の所得税額計 ④	差引超過額 ⑤ (③ - ④)
217,700円	150,000円	69,100円	242,440円	△173,340円

年調年税額③は100円未満を切り捨てた後の金額です。

#### 差引超過額⑤

- 扶養親族等の人数の増加がなかった 例1) の「差引超過額⑤」と比較すると、還付額が30,600円増加しています。定額減税の対象人数が1人増えたことにより、年末調整でその1人分の「30,000円×1.021%」が還付されるということです。

例3) 令和6年9月に扶養親族が1人減って、月次減税額と年調減税額が異なる場合

《6月 月次減税事務開始時点》（例1と同じ）

- 本人：定額減税対象者
- 同一生計配偶者：1名（居住者）
- 扶養親族：2名（いずれも居住者）
- 月次減税額 30,000×4人 = 120,000円

《9月》扶養親族が1人減

《12月 年末調整時点》

- 本人：定額減税対象者
- 同一生計配偶者：1名（居住者）
- 扶養親族：1名（いずれも居住者）
- 年調減税額 30,000×3人 = 90,000円
- 12月の年末調整計算によって算出された年調所得税額 217,700円

《月次減税事務の計算》

例1) と同じです。

《年調減税事務の計算》

年調所得税額 ①	年調減税額 ②	年調年税額 ③ (① - ②) × 102.1%	月次の所得税額計 ④	差引超過額 ⑤ (③ - ④)
217,700円	90,000円	130,300円	242,440円	△112,140円

年調年税額③は100円未満を切り捨てた後の金額です。

#### 差引超過額⑤

- 扶養親族等の人数の減少がなかった 例1) の「差引超過額⑤」と比較すると、還付額が30,600円減少しています。定額減税の対象人数が1人減ったことにより、年末調整でその1人分の「30,000円×1.021%」が減税されないということです。

### 3.1.4 令和6年6月2日以後入社で月次減税事務の対象外だった社員の年調減税事務はどうなる？

月次減税事務の控除対象者は、「令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人」である必要があります。

そのため、令和6年6月2日以後に入社した人は、甲欄適用者であっても月次減税事務の対象外者となり、年調減税事務で定額減税控除を受けることになります。

例) 令和6年6月2日に入社した社員（月次減税事務の対象外者）

- 本人：定額減税対象者
- 同一生計配偶者：1名（居住者）
- 扶養親族：0名
- 月次減税額 0円
- 年調減税額  $30,000 \times 2人 = 60,000円$
- 12月の年末調整計算によって算出された年調所得税額 181,800円

《令和6年の給与等に係る所得税額合計》

支給回	控除前税額 ①	定額減税額 ②	所得税額 ③ (① - ②)	減税残額
令和6年の合計額	185,600円	-	<b>185,600円</b>	-

「所得税額」が令和6年1月～12月の給与等で実際に支払った所得税額です。

《年調減税事務の計算》

年調減税	年調所得税額 ①	年調減税額 ②	年調年税額 ③ (① - ②) × 102.1%	月次の所得税額計 ④	差引超過額 ⑤ (③ - ④)
あり	181,800円	60,000円	124,300円	185,600円	△61,300円
なし	181,800円	0円	185,600円	185,600円	0円

年調年税額③は100円未満を切り捨てた後の金額です。

差引超過額⑤

- 年調減税ありの場合、年調減税なしの場合と比較して、定額減税分の「60,000円×102.1%」が多く差引超過額として還付されます。

### 3.1.5 令和6年中に控除を受けられなかった減税残額はいくらか？

メニュー ▶ [年調] > [年末調整] > [年調データ入力] > 印刷「源泉徴収簿」

メニュー ▶ [年調] > [年末調整] > [源泉徴収票] > [印刷]

年末調整を行っても控除しきれなかった額は、「源泉徴収簿」や「源泉徴収票」に「控除外額」として表示されます。

源泉徴収簿

- 「④-4」の金額が控除外額（年調減税残額）です。

源泉徴収票

- 「（摘要）」欄の「控除外額」に表示されます。

### 3.1.6 合計所得金額が1,805万円を超えるとどうなる？

メニュー ▶ [年調] > [年末調整] > [源泉徴収票] > [印刷]

本人の合計所得金額が1,805万円を超える場合は、本人が定額減税対象外のため、年調減税事務は行われません。もしも給与収入のみで合計所得金額が1,805万円を超える場合は、給与収入が2,000万円を超えるため、年末調整対象外になり、年末調整自体が計算されず年調減税額も算出されません。

ただし、給与以外にも収入があり、その他の所得を合わせると本人の合計所得金額が1,805万円を超えても、給与収入が2,000万円以下の場合は、年末調整対象で年調減税対象外ということになります。

その場合は、年末調整計算は行われるため、源泉徴収票の「(摘要)」欄には年調減税事務に関する内容が表示されます。

源泉徴収票 「(摘要)」欄

- 「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額0円」と表示します。
- 定額減税控除を受けず、残額もないということで、定額減税対象外であることが分かります。

### 3.1.7 パートやアルバイトで月次減税の適用を受けていたが、年末調整では家族の扶養親族として申告する場合はどうなるか？

メニュー ▶ [年調] > [年末調整] > [年調データ入力] > 印刷「源泉徴収簿」

メニュー ▶ [年調] > [年末調整] > [源泉徴収票] > [印刷]

家族の扶養親族である人がパートやアルバイト等によって収入を得ており、勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している場合は、原則としてその扶養親族自身が月次減税事務の対象となり月次減税を受けます。

しかし、年末調整では、扶養者の扶養親族として申告すると扶養親族分の30,000円は扶養者が受けることとなります。

そのようなときは、扶養親族の年調所得税額は0円となるため、年調減税は1円も受けずに30,000円の全額が控除外額になります。年調所得税額が0円になることは、「源泉徴収簿」で確認します。

扶養親族が定額減税を受けていないことは、「源泉徴収票」で確認することができます。

例) 本人Aの同一生計配偶者である人(居住者) Bがパート収入を得ている場合

- 同一生計配偶者であるため、Bの合計所得金額は48万円以下です。
- Bは勤務先へ「扶養控除等申告書」を提出しており、月次減税事務の対象者です。
- Bのパート収入分は年末調整されます。
- 年末調整では、Aの「基礎控除等申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の配偶者欄にBの情報を記載し、Aの勤務先へ申告します。

《年末調整後のBの源泉徴収簿》

「年調所得税額④」は0円です。

「④-2 30,000円、④-3 0円、④-4 30,000円」と表示されます。

甲種 乙種	所 属	111 営業第1課	職 名	5 課長	住 所	〒100-0000 東京都千代田区〇〇 1-1-1	氏 名	(フリガナ) 〇〇〇 〇〇〇 東京 一郎 (生年月日) 〇〇年〇〇月〇〇日	番 号	000001
令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿	前職等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	1	1	25	499,127	66,644	492,483	5	4,490	20,700	25,190
	2	2	25	499,127	66,644	492,483	5	4,490	4,490	4,490
	3	3	25	499,127	66,644	492,483	5	4,490	4,490	4,490
	4	4	25	449,123	66,521	382,602	5	3,530	3,530	3,530
	5	5	25	449,123	66,521	382,602	5	3,530	3,530	3,530
	6	6	25	449,123	66,521	382,602	5	3,530	0	0
	7	7	25	449,123	66,521	382,602	5	3,530	0	0
	8	8	25	449,123	57,760	391,363	5	3,950	0	0
	9	9	25	449,123	57,760	391,363	5	3,950	0	0
	計			4,102,119	581,536	3,520,583		20,430		
	1	6	10	355,000	49,402	305,598	5	税率 4.00%	12,430	0
2							税率 %			
3							税率 %			
4							税率 %			
5							税率 %			
6							税率 %			
計			355,000	49,402	305,598					
調整額			0	0	0					
計			4,457,119	630,938	3,826,181			20,430		

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

《年末調整後のBの源泉徴収票》

源泉徴収簿の「年調所得税額②4」が0円のため、年調減税額を控除することはできません。

そのため、「(摘要)」欄に「源泉徴収時所得税控除済額0円」と表示されます。

また、年調減税額の全額は30,000円(30,000×1人)で、控除した額は0円のため、控除しきれなかった額は30,000円です。「(摘要)」欄に「控除外額30,000円」と表示されます。

この表示により、定額減税対象でも1円も控除を受けていないことが分かります。

種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)	所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額
給 料 賞 与	457,119	0	0	0
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	10歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
有	老人	特 定 老 人 其 他	人	特 別 其 他
従 有		人 従 人 人 従 人	人	人 人 人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
内	円	円	円	円
(摘要)	源泉徴収時所得税控除済額0円、控除外額30,000円			
生命保険料	円	円	円	円
新生命保険料	円	円	円	円
旧生命保険料	円	円	円	円
介護医療保	円	円	円	円
新個人年金	円	円	円	円
旧個人年金	円	円	円	円

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

### 3.1.8 月次減税事務で控除しきれなかった残額はどうなった？

メニュー ▶ [その他] > [令和6年定額減税] > [定額減税処理] > 印刷「各人別控除事績簿」

メニュー ▶ [年調] > [年末調整] > [年調データ入力] > 印刷「源泉徴収簿」

まず、「各人別控除事績簿」で月次減税残額があるかどうか確認します。

次に、「源泉徴収簿」で月次減税残額分が年末調整で年調減税されているかどうかを検討します。



重要

#### 月次減税済みの金額や月次減税で控除しきれなかった金額の情報は

- 年末調整の年調減税事務では使用しません。必要なのは、「実際に給与等から源泉徴収した金額」（「税額⑧」の金額）です。

《各人別控除事績簿》

社員コード	基準日在職者 (受給者の氏名)	人数計	月次減税額	給与／賞与	支給日	控除前税額	定額減税額	減税残額
000001	東京 一郎	3	90,000	賞与1回	令和6年06月10日	10,560	10,560	79,440
				給与6月	令和6年06月25日	10,560	10,560	68,880
				給与7月	令和6年07月25日	10,560	10,560	58,320
				給与8月	令和6年08月25日	10,560	10,560	47,760
				給与9月	令和6年09月25日	10,560	10,560	37,200
				給与10月	令和6年10月25日	10,560	10,560	26,640
				給与11月	令和6年11月25日	10,600	10,600	16,040
				賞与2回	令和6年12月10日	10,560	10,560	5,480
				給与12月	令和6年12月25日	3,950	0	5,480
000002	神奈川 次郎	3	90,000	賞与1回	令和6年06月10日	45,230	45,230	44,770
				給与6月	令和6年06月25日	14,990	14,990	29,780
				給与7月	令和6年07月25日	14,990	14,990	14,790
				給与8月	令和6年08月25日	14,990	14,790	0

例) 月次減税額 (全額) 90,000円

月次減税の控除済額 84,520円

月次減税の残額 5,480円

《源泉徴収簿》

所属	111 営業第1課	職名	5 課長	住所	(郵便番号 100-0000) 東京都千代田区〇〇 1-1-1	氏名	(フリガナ) トクメ イノウ 東京 一郎 (生年月日 明大) 平成 45年 1月 1日	整理番号	000001
前年	1: 25	469,127	66,644	402,483	5	9,260	9,260		
2	2: 25	469,127	66,644	402,483	5	9,260	9,260		
3	3: 25	469,127	66,644	402,483	5	9,260	9,260		
4	4: 25	449,123	66,521	382,602	5	2,390	2,390		
5	5: 25	449,123	66,521	382,602	5	2,390	2,390		
6	6: 25	449,123	66,521	382,602	5	10,560	0		
7	7: 25	449,123	66,521	382,602	5	10,560	0		
8	8: 25	449,123	57,760	391,363	5	10,560	0		
9	9: 25	449,123	57,760	391,363	5	10,560	0		
10	10: 25	449,123	57,760	391,363	5	10,560	0		
11	11: 25	449,123	57,760	391,363	5	10,600	0		
12	12: 25	449,123	57,760	391,363	5	10,600	0		
計		5,449,488	754,816	4,694,672	5	32,560	0		
1	6: 10	355,000	49,402	305,598	5	10,560	0		
2	12: 10	355,000	49,594	305,406	5	10,560	0		
計		710,000	98,996	611,004	5	0	0		
調整額		6,159,488	853,812	5,305,676	5	32,560	0		

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	0
給与所得控除後の給与等の金額	4,484,800
所得金額調整控除の適用	0
所得金額調整控除の適用	0
所得控除の合計額	3,143,812
課税所得金額	1,340,988
年調所得税額	105,450
年調年税額	15,770
差引(超過額)又は不足額	△16,790
超過額	0
不足額	0

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

- ⑧ 令和6年1月～12月の給与等に係る所得税から、月次減税した金額を差し引いた額です。  
= 令和6年中の給与等から源泉徴収されて納付済みの所得税額 (実際の納付済み金額) 32,560円  
もしも月次減税額全額を控除しきれていたら、⑧は32,560円 - 5,480円 = 27,080円 でした。

⑳ 年調減税額を差し引く前の年調所得税額 105,450円

㉑-2 年調減税額 (全額) 90,000円

㉑-3 ㉑ - (㉑-2) = 15,450円

㉑ 年調年税額 (㉑-3) × 102.1% = 15,770円

差引超過額または不足額 ㉑15,770円 - ⑧32,560円 = △16,790円 (還付)

・もしも月次減税しきっていたとしたら…

㉑15,770円 - ㉑27,080円 = △11,310円 (還付)

・月次減税しきっていたときとの差額

△16,790円 - △11,310円 = △5,480円 (還付)

月次減税残の5,480円分  
が年調の精算で還付され  
ているということです!

## ■ ご注意

- 本ソフトウェアおよびマニュアルの記載内容は、予告なしに変更することがあります。
- このソフトウェアおよびマニュアルのいかなる部分も、株式会社ミロク情報サービスの書面による許諾を受けることなく、その目的を問わず、どのような形態であっても、法律で認められる場合を除き、複製または譲渡することは禁じられています。ここでいう形態とは、複写や記録など、電子的なまたは物理的なすべての手段を含みます。
- 株式会社ミロク情報サービスは、このマニュアルに記載されている内容に関し、特許権、商標権、著作権、その他の知的財産権を有する場合があります。このマニュアルはこれらの知的財産権をお客様に許諾するものではありません。

## ■ 商標および登録商標

- 『かんたんクラウド』は、株式会社ミロク情報サービスが著作権を有するソフトウェアです。
- 『かんたんクラウド』『Edge Tracker』は、株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。
- Microsoft、Windows、その他のマイクロソフト社の製品名は、米国Microsoft Corporationの米国、日本およびその他の国における商標または登録商標です。
- Adobe AcrobatおよびDistillerは、Adobe Systems Incorporated（アドビ システムズ社）の商標です。
- その他記載されているブランド名、製品名、会社名等は、各社の商標、登録商標または商号です。